

「手話言語法」（仮称）の制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語として大切に守られてきたものであり、ろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段である。

平成18年12月に国際連合総会で採択された「障害者の権利に関する条約」には、「『言語』とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と明記されており、我が国も本年1月に同条約を批准したところである。

国においては、平成23年8月に「障害者基本法」を改正し、同法第3条では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定めている。

また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して情報の利用におけるバリアフリー化等を義務付けていることから、手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使える環境を整備し、さらには、手話を言語として普及・研究できる環境を整備することを国として実現する必要がある。

よって、国においては、上記の内容を盛り込んだ「手話言語法（仮称）」を早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月24日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣

福島県議会議長 平出幸朗